松　本　市

【松本市小中学校校外活動支援制度】

# 修学旅行費・校外活動費について支援金を支給します

教育機会の創出や保護者の皆様の負担軽減を目的に、修学旅行やその他校外活動に係る交通費等の実費について、小中学校校外活動支援金を支給する「松本市小中学校校外活動支援制度」を開始します。



## 対象者・支援金額（上限）

対象となる校外活動の実施日時点で、松本市立小学校に在籍する4年生から6年生までの児童及び松本市立中学校に在籍する1年生から3年生までの生徒の保護者

※私立、組合立、副学籍の児童生徒は対象外となります。

| 対象者 | 区分 | 支給額（1人当たり上限） |
|---|---|---|
| 小学校 4～6年生 | 修学旅行 | 3,000円 |
| | その他校外活動 | 1,000円 |
| 中学校 1～3年生 | 修学旅行 | 10,000円 |
| | その他校外活動 | 1,500円 |

## 対象経費

⑴　公共交通機関（バス、電車、新幹線等）の利用料金

⑵　私的交通機関(貸切バス等)の利用料金(駐車料金等を含む。)

⑶　前記費用に係る違約金及びキャンセル料

## 申請・支給方法

保護者の方自身が申請等を行うほか、対象児童生徒が在籍する学校長へ、申請・請求・受領(校外活動費への充当)の権限について委任することが可能です。

委任する場合、学校長は、一括で支援金の申請・請求・受領を行い、校外活動費の支払い等へ充当しますので、保護者の方による事務手続きは不要です。

※支給を辞退又は学校長への委任を拒否する場合は、裏面参照

学校長に委任する場合
申請等のお手続きは不要



事務手続きなし

委任確認の通知

委任
（拒否しない場合）



学校長が一括で申請等を行い
校外活動費に充当する

## 支援金支給までの流れ

### 1 委任の確認

※委任確認は年度ごと行います。

① 市から委任確認の通知が届きます（学校経由）。

【学校長へ申請・請求・受領の権限を委任する場合】

→お手続きは不要です。

※下記のお手続きを行わないことで、学校長へ委任したものとみなされます。

【支援金の支給又は学校長への委任を拒否する場合】

→通知受理後１５日以内に、「受給・委任拒否届出書」を学校へ提出してください。

※様式については、学校へご連絡いただくか、松本市ホームページをご覧ください。

### 2 校外活動実施・支給申請

② 対象となる校外活動実施後、委任を受けた学校長又は保護者から市へ支給申請を行います。



### 3 支援金の支給

③ 委任を受けた学校長又は保護者へ支援金を支給します。

なお、委任に基づき学校長が一括で受け取った支援金は、学校長の判断により、校外活動費へ充当又は保護者へ返金します。

## その他

・学校長への委任は、児童生徒が転校等により当該学校に在籍しなくなった日又は委任解除に係る届出を市へ提出した日をもって終了します。

・すでに校外活動の交通費等に係る就学援助費又は特別支援教育就学奨励費を受給している場合は、当該支給額を差し引いた額を支給します。

同様に、本支援金をすでに支給している場合において、就学援助費又は特別支援教育就学奨励費を支給する場合には、当該支給額を差し引いた額を支給します。

## お問い合わせ

松本市教育委員会　学校教育課
電 話：0263-33-9846（直通）
F A X：0263-34-3206

▼詳細は松本市ホームページをご覧ください。